

各都道府県地域情報化担当部長 殿
（地域情報化担当課扱い）
各都道府県総務担当部長殿
（財政課、市町村担当課扱い）
各指定都市地域情報化担当局長 殿
（地域情報化担当課扱い）
各指定都市財政担当局長殿
（財政担当課扱い）

総務省自治行政局地域情報政策室長

地上デジタルテレビ中継局整備事業について（通知）

総務省では、「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に基づき、地域におけるICT基盤の整備と利活用を促進するため、電波遮へい対策事業費等補助金を受けて実施する下記のデジタルテレビ中継局整備事業について、地方財政措置を講ずることとしました。つきましては、「経済危機対策」に基づき平成21年度予算により実施される地上デジタルテレビ中継局整備事業についての地方財政措置の取扱いは、平成21年4月30日付け総行情第51号「地上デジタルテレビ中継局整備事業について（通知）」によらず、本通知によるものとしします。

各都道府県におかれましては、下記事項に留意の上、適切な事業の実施を図られますようお願いいたします。

また、貴管内市町村に対しても、この旨を周知していただきますよう併せてお願いいたします。

なお、対象となる事業は、平成21年6月10日付け総情上第140号により総務大臣から通知した電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱附則（平成17年11月25日総基移第380号）第5により実施されるものです。

記

- 1 事業主体について
都道府県、市町村、一般放送事業者又は一般社団法人及び一般財団法人
- 2 対象施設について
「経済危機対策」に基づき平成21年度電波遮へい対策事業費等補助金により実施

される事業であって、一般放送事業者が行う地上アナログテレビ放送が受信できない地域において整備される当該一般放送事業者の放送に係る地上デジタルテレビ放送用施設及び設備

3 地方負担について

本事業の地方負担額に係る都道府県及び市町村の負担については、事業の性格、過去の経緯及び地域に及ぼす効果等を勘案の上、関係地方公共団体の協議によって定めるものとする。

4 財政措置について

- (1) 過疎市町村及び辺地を有する市町村が施設整備に要する経費については、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の対象とされていること。
- (2) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債を発行することができない市町村又は都道府県が施設整備に要する経費については、特別交付税の対象とすることとされていること。
- (3) (1) 及び (2) の財政措置については、原則として都道府県又は市町村が施設整備について負担する額の合計額又は国庫補助対象経費に $1/2$ を乗じて得た額のいずれか少ない額を対象額として措置すること。

○財政措置の対象となる負担割合について

事業主体 一都道府県、市町村、一般放送事業者又は一般社団法人及び一般財団法人

（国庫補助対象経費）

国 (1 / 2)	一般放送事業者等	地方公共団体 (最大1 / 2※)
--------------	----------	----------------------

※地方負担額に係る地方公共団体の負担割合については、協議により、国庫補助対象経費の1/2以内の範囲で定めることができる。

○従来の地上デジタルテレビ中継局整備事業との比較

	本通知によるもの	平成21年4月30日付け総行情第51号によるもの
対象施設	一般放送事業者が行う地上アナログテレビ放送が受信できない地域において整備される当該一般放送事業者の放送に係る地上デジタルテレビ放送用施設及び設備	従前のアナログテレビ中継局の当初整備時における整備費用総額のうち、国、都道府県又は市町村の負担額の合算額が50%以上に相当するもの